

東京都医療費適正化計画検討委員会設置要綱

平成19年3月30日 18福保総企第817号
改正 平成29年5月26日 29福保保国第149号

(設置)

第1 東京都医療費適正化計画の策定及び総合的かつ円滑な推進を図るため、東京都医療費適正化計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 医療費適正化計画の策定に必要な事項に関すること。
- (2) 医療費適正化計画の円滑な推進等に関し必要な事項に関すること。
- (3) その他、委員長が必要と認める事項。

(構成)

第3 委員会は、学識経験を有する者、医療関係団体の代表、保険者団体の代表及び関係行政機関の職員等のうちから、福祉保健局長が委嘱又は任命する委員25人以内をもって構成する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(部会)

第6 委員会に、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。

- 2 部会は、委員のうちから委員長が指名する者をもって構成する。
- 3 部会に、専門委員を置くことができる。
- 4 専門委員は、委員長が指名する者をもって充て、福祉保健局長が委嘱する。

(部会長)

第7 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会を総括する。

(招集等)

第8 委員会及び部会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会及び部会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(委員への謝礼の支払い)

第9 委員の会議への出席に対して謝礼を支払うこととする。

なお、月の初日から末日までに開催した会議への出席に対する謝礼の総額を翌月までに支払うものとする。

(会議及び会議録等の取扱い)

第10 会議並びに会議録及び会議に係る資料(以下「会議録等」という。)は、公開する。

ただし、委員長、部会長又は委員の発議により出席委員の過半数により議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

2 会議又は会議録等を公開するときは、委員長又は部会長は、必要な条件を付することができる。

(庶務)

第11 委員会及び部会の庶務は、福祉保健局保健政策部国民健康保険課において処理する。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年5月26日から施行する。